

特定施設設置届出書の記入要領

届出書は2部作成し、伊勢崎市 下水道整備課へ2部提出する。(1部は受理書と共に返却します。)

特定施設設置届出書(表紙)

- 1)「届出年月日」
 - ・事業者から下水道整備課への提出年月日を記入する。
- 2)「申請者」
 - ・届出書の申請者は、法人にあっては必ず法人の代表者であることが必要となる。代表権を持たない工場長等が申請者になる場合は、法人の代表者から権限を委任されているものに限る。
その場合には届出書に委任状を添付すること。委任状は本書が1部あれば残りは写しでもかまわない。
 - ・住所、氏名(名称)、代表者名にはふりがなを記入する。
 - ・受理書の送付先が事業場所在地、届出者住所と異なる場合には、その宛先及び電話番号を欄外に記入する。
- 3)「工場または事業場名称と工場又は事業場の所在地」
 - ・特定施設を設置する工場又は事業場の名称と所在地を記入する。
- 4)「特定施設の種類」
 - ・水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号及び名称を記入する。

※届出様式に合致する様式であれば、自ら用意した用紙によって届出することもできる。その際、各々の欄の大きさを適宜調整できる。

※届出様式について

公共下水道へ排出するものが、特定施設を設置あるいは構造変更等するときは別紙(1)～(5)を提出する。

＜注意＞

- ① 設置届及び構造等変更届は事前の届出となる。届出から60日間(実施制限期間)を経過した後でなければ、工事の着工はできない。届出を審査し、当該届出に不備がなく当該特定事業場の排水が排水基準に適合すると認められた場合に、必要に応じて実施制限期間を短縮できる。
事後の届出になった場合には、別に代表者名による遅延理由書を添付し、届出書の内容を証明する書類(汚水及び排水の濃度を測定した計量証明書等)を提出すること。
- ② 既に設置(使用)届を行ってある特定施設について、別紙1～5に係る部分に変更が生じた場合には、構造等変更届をしなければならない。使用薬品の変更など、排水の水質に影響が出る可能性があるため、必ず届け出ること。

別紙 1（特定施設の構造）について

- 1) 「工場又は事業場における施設番号」
特定施設の事業場内での番号を記入する。特定施設の設置台数の総数がわかるように順番をふること。1 枚に入りきらない場合には、別紙に記載し添付する。
- 2) 「特定施設番号及び名称」
水質汚濁防止法施行令別表第 1 の当該施設に該当する施設番号及び名称を記入する。
- 3) 「型式」
当該施設の型式及び全自動、半自動、手動の別を記入する。
- 4) 「構造」
当該施設が鉄製か木製か等の材質について記入する。
- 5) 「主要寸法」
当該施設の長さ、幅、高さ等を記入する。
- 6) 「能力」
当該施設の時間当たり又は 1 日当たりの製品の処理能力を個数か重量で記入する。
- 7) 「配置」（別添図 1）
当該特定施設及びこれに関連する主要機器又は主要装置の配置を記入した図面（配置図）を添付すること。また、当該特定施設は朱書きで囲むこと。
- 8) 「設置年月日」※
使用届の場合は記入する。設置届、構造等変更届の場合は事前の届出のため、記入不要。
- 9) 「工事着手予定年月日」※
設置届及び構造等変更届の場合には、届出に係る施設工事の着手予定年月日を記入する。
- 10) 「工事完成予定年月日」※
設置届及び構造等変更届の場合には、届出に係る施設工事の完成予定年月日を記入する。
- 11) 「使用開始予定年月日」※
設置届及び構造等変更届の場合には、使用開始予定年月日を記入する。
- 12) 「その他参考となるべき事項」
届出事項の具体的な発生理由や経緯を簡潔に記入する。

※ 設置届及び構造等変更届は事前の届出となる。届出日から 6 0 日間は実施制限期間であり、工事の着工はできない。

※ 構造等変更届については、別紙 1 ～ 6 の変更のある部分について、変更前、変更後の内容を対象させて記入すること。

例① 別紙 1

特定施設の構造		
	変更前	変更後
工場又は事業場における施設番号	0 0 1	0 0 1
特定施設号番号及び名称	第 6 5 号 酸又はアルカリによる表面処理施設	第 6 5 号 酸又はアルカリによる表面処理施設
型 式	I R－5 型（半自動型）	I R－1 2 型（全自動型）
・	・	・
・	・	・
・	・	・

例②

別紙 1（変更前）と別紙 1（変更後）として、2 枚の別紙 1 を添付する。

別紙 2（特定施設の使用の方法）について

- 1) 「工場又は事業所における施設番号」
別紙 1 の 1) 参照
- 2) 「特定施設番号及び名称」
別紙 1 の 2) 参照
- 3) 「設置場所」(別添図 1)
別紙 1 の 7) 参照。事業場内の施設の入った図面で、特定施設を朱書きで囲む。
構造等変更届の場合には、届出に係る施設は別な色にすると分かりやすい。
- 4) 「操業の系統」(別添図 2)
原材料(資材)が、工場に入るところから、製品として出ていくところまで全てを記入し、特定施設を着色する。また、給水と排水、廃液の発生があればそのことも記入する。
- 5) 「使用時間間隔」
特定施設の使用時間帯(何時から何時まで使用するか)を記入する。
- 6) 「1 日当たりの使用時間」
1 日の総使用時間が何時間かを記入する。
- 7) 「使用の季節的変動」
変動がある場合は、その時期を記載し施設使用状況、原材料の使用量、汚水排水の量、水質等全てについてその時期別に書類を別途作成する。
- 8) 「原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量」※ 1
 - ①「原材料(消耗資材を含む。)の種類」
原材料名は、商品名ではなく含有物質名を具体的に記入する。なお、原材料は特定施設で使用するもののみでなく、その工程で使用するもの全てと製品材料についても記入する。
やむを得ず商品名を使用する場合は、成分表を添付すること。
また、特定施設の系統以外で使用する原材料があれば、その物質名、使用量を別紙にて添付する。
 - ②「使用方法」
原液のままか、希釈して使用するか、またどのような工程に使用するか記入する。
 - ③「1 日当たりの使用量」
希釈等手を加える前の原液の量で記入する。
- 9) 「汚水等の汚染状況」※ 1、2
水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質濃度(SS)については、全事業場で記入する。
- 10) 「汚水等の量」※ 2
通常、大とも必ず記入する。
- 11) 「その他参考となるべき事項」
 - ①当該施設で有害物質の使用、製造又は処理する場合は、その旨記載する。(※ 3)
なお、製造及び処理を行う場合については、対象となる有害物質名を併せて記載する。
 - ②施設の点検頻度、薬液の交換頻度、薬液の処分方法を記入する。
- ③規制項目以外の水質や、汚水の処理についての系統分け、その他操業上、あるいは施設上の特記事項を記入する。

※ 1 欄が小さい場合は、別紙に記載し添付する。

※ 2 汚水等の汚染状況、汚水等の量は必要に応じて実測し、実測年月日を欄外に記載すること。

※ 3 有害物質とは、法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する物質で、ここで言う使用、製造又は処理とは、当該特定施設において有害物質を使用、製造又は処理することを言う。

有害物質を使用、製造又は処理する特定施設については、土壤汚染対策法が適用される可能性があるため、特に留意すること。

別紙 3（汚水等の処理の方法）について

1) 「工場又は事業場における施設番号」

汚水等の処理施設の事業場内での番号を記入する。処理施設の設置基数の総数がわかるように順番にふる。

2) 「処理施設の設置場所」(別添図 3)

汚水等の処理施設の設置場所を図面で示す。別紙 2 の別添図面 1 の「特定施設の設置場所図面」に汚水等の処理施設の設置場所の内容を追加すれば、図面番号の指定だけでよい。

3) 「設置年月日」

別紙 1 の 8) 参照（特定施設を処理施設と読み替える）

4) 「工事着手年月日」

別紙 1 の 9) 参照（特定施設を処理施設と読み替える）

5) 「工事完成年月日」

別紙 1 の 10) 参照（特定施設を処理施設と読み替える）

6) 「使用開始予定年月日」

別紙 1 の 11) 参照（特定施設を処理施設と読み替える）

7) 「種類及び型式」「構造」「主要寸法」「能力」「処理の方法」

汚水等の処理施設について、指定事項を記入する。別紙 1 の 3)、4)、5)、6) を参照。処理施設が複数設置されている場合は、個々の施設別に記入する。記入例は 3 種類の処理施設が各 1 基ずつある例を示している。

また、排水処理施設の平面図、立面図、詳細フローシート、設計計算書、仕様書などで処理能力が十分であることを証明する資料を添付すること。

8) 「処理の系統」(別添図 4)

簡易なフローシートを用い発生源、処理施設、放流の様子がわかるようにする。

9) 「集水及び導水の方法」(別添図 5)

汚水等の集水及び汚水等の処理施設まで集水経路を図示する。別紙 2 の別添図面 1 の「特定施設設置場所図面」に給水、排水の系統が記入されていれば供用してもかまわない。

10) 「使用時間間隔」

何時から何時まで使用するか記入する。

11) 「1 日当たりの使用時間」

1 日の総使用時間が何時間か記入する。

12) 「使用の季節変動」

季節変動の有無について記入する。変動がある場合はその時期も記載し、処理施設の使用状況や消耗資材の使用量、汚水排水の量、水質等全てについて特定施設の使用状況と関連付けながら、その時期毎に、別途書類を作成する。

13) 「消耗資材の 1 日当たりの用途別使用量」

汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用にとする消耗資材の名称（薬品名）と用途名、1 日当たりの用途別使用量を記入する。消耗資材名は商品名ではなく、物質名で記入する。また、濾材のように定期的に交換するものなども全て記入する。

同一物質に複数の用途がある場合用途別使用量のところで枝番で記入する。

使用量は用途別に原液（希釈して使用する場合）の使用量を記入する。

14) 「汚水等の汚染状態及び量」

排水処理施設別に記入すること。

水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）については全事業場で記入する。その他の項目は、原材料、消耗資材から判断して排水に含有する物質について記入する。なお、項目については別紙 2 の 9) と同様に全ての可能性を考慮して記入する。

新設の場合の水質は、予定値の記入でよいが、その算出根拠を明確にすること。

15) 「残さの種類、1 月間の種類別生成量及び処理方法」

汚水等の処理によって生ずる残さの種類及び 1 月間の種類別生成量ならびに、その処理方法の概要を記入する。残さの種類毎に記入する。製造工程等から処理施設を経由しないで直接排出されるもの（業者委託処理）についても記入する。

16) 「排出水の排出方法」(別添図 6)

排出口の位置及び公共下水道までの経路を簡単に記載し、経路を示した（赤線等）地図を添付する。

17) 「その他参考となるべき事項」

処理施設の維持管理業者の氏名（名称）、連絡先、維持管理状況、廃棄物の処理業者の氏名（名称）、連絡先などを記入する。

別紙 4（下水の量及び水質）について

1) 「工場又は事業場における施設番号」

工場又は事業場内の全施設の内から当該排水口を有する施設を特定するために、排水口別に施設番号を付け記入する。

増設や変更の届出の場合は、届出に関する排水口がわかるように印を付ける。

排水口は工場の排水口だけでなく生活排水など全ての排水口についても記入する。

2) 「排出水の汚染の状態」

それぞれ当該排水口における状態について記入する。水素イオン濃度、BOD、SSについては全ての事業場で記入する。

日間平均排水量 50 m³以上の事業場については、窒素含有量及びりん含有量を記載する。

その他の項目については、使用されている原材料、消耗品から判断し記入する。

3) 「排出水の量」

それぞれ当該排水口における状態について通常、最大とも記入する。

別紙 5（用水及び排水の系統）

1) 「用水及び排水の系統」

用水及び排水について、その種類別に 1 日の使用量を記入し、簡単なフローシートを作成する。

2) 「用途別用水使用量」

用途については、使用用途（ボイラー用水、原料用水、洗浄水、冷却水等）を記入し、それぞれの使用量について記入する。

※ 用水量と排水量に整合性があること。あわない場合はその理由を欄外に記すこと。

添付図面及び書類

届出参考事項

別添図 1 特定施設の配置、設置場所

他に、特定施設の構造図（カタログ可）、レイアウト図を添付すること。

別添図 2 操業の系統

別添図 3 処理施設の設置場所

別添図 4 処理施設の処理の系統

他に、排水処理施設の平面図、立面図、詳細フローシート、排水処理施設の設計計画書（若しくは仕様書）等を添付し、当該届出施設から排出される污水等が排水基準以下に処理されることを明らかにする。

別添 5 集水及び導水の方法

別添 6 公共下水道までの経路

その他 化学物質等安全データシート（MSDS）